

第32回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年1月25日（水）午後4時00分より
於：島原市有明文化会館 2階 多目的ホール1

第32回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年1月25日(水) 16時00分
2. 閉会時間 平成29年1月25日(水) 16時25分
3. 開催場所 島原市有明文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 28名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 非農地証明願について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地改良届について
 - 報告第4号 新規就農者について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第32回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から3番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・委員の退場を求めます。

（・・・委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田2筆1,042平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は9,479.84平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田2筆1,284平方メートルを売買するための申請です。

なお、・・・は農地法施行令第2条第1号ハの「当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するものと認められるもの」に該当するため取得が可能となっております。

取得後の耕作面積は20,591平方メートルで、農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、草刈り機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆2,153平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は8,366平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、管理機3台、田植機1台、耕耘機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番について、・・・番　・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で40年の農作業歴があります。

父、子の3人で農業を営んでおり、水稲、ダイダイを作付し、通作距離は車で15分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・・・番　・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、社会福祉法人での農作業歴があります。

・・・の実習園として農業を行っており、水稲、キャベツ、薬草、お茶を作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に3番について、・・・番　・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で45年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稲、玉ねぎ、ハクサイ、ダイコンを作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

・・・番 ・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定しましたので報告します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・
・・・さんで、申請地88平方メートルを譲り受け、宅地、・・・番、・・・番、同
番と一体に作業所及び資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断
しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1 番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は譲渡人の宅地、南側は道路、西側は譲渡人の農地となっております。

雨水は自然流下となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の賃貸人は・・・の・・・さん、同じく・・・の・・・さん、・・・の・・・さんの3名で、賃借人は・・・さん、申請地、畑4筆2, 810平方メートルを借り受け、木造2階建て・・・を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、東側及び南側は賃貸人の農地、北側及び西側は道路となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・
・・・さんで、申請地822平方メートルを譲り受け、・・・番・、・・・番・、・・・番・、
・・・番・、・・・番・と一体に木造平屋建て・・・を建築したいとの申請です。
申請地は、・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 ・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び南側は農地、西側は譲受人の宅地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成・年月日不詳頃から隣接する・・・番・と一体に、建物敷地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 ・・・・ 委員

現地調査員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は雑種地、東側及び南側は申請人の雑種地、西側は水路を挟んで宅地となっております。

現地を見ますと、隣接の宅地と一体に宅地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長)

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和・・・年・月・日から隣接地・・・番と一体に住宅用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の雑種地、東側は宅地、南側は道路、西側は申

請者の宅地となっております。

現地を見ますと、申請人の住宅と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番　・・・　委員、・・・番　・・・　委員の退場を求めます。

(・・・　委員、・・・　委員　退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定　6件　15筆　13,983.00㎡

耕作権の再設定　7件　27筆　29,153.00㎡

合計　13件　42筆　43,136.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集8ページに記載のとおりで、1件　1筆　472.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員、・・・番 …… 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員、・・・ 委員 入場)

議長

・・・委員、・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集9ページに記載のとおりで、1件 3筆 5,026.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は9ページに記載のとおりで、1件 3筆 2,590.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良届については、議案集10ページに記載のとおりで、1件 1筆 611.00㎡の届けがありました。

次に、報告第4号、新規就農者の届については、議案集10ページに記載のとおりで、1件の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第32回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第32回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時25分